

平成26年度第2回島根県県民いきいき活動促進委員会 議事要旨

1. 日時 平成26年10月17日（金）13:00～16:00

2. 場所 県松江合同庁舎601会議室

3. 出席委員 毎熊委員長、井ノ上副委員長、藤原副委員長、阿食委員、岡田委員、岸委員、光明委員、金野委員、西郷委員、高木委員、鳥屋ケ原委員、中野委員、南木委員、平木委員、本藤委員、和田委員

4. 島根県出席者

鴨木部長、森本参事、城市室長、松島企画幹、田中企画員、吉田企画員、松田主任主事

5. 議事

（1）テーマ希望寄附制度の見直しについて

事務局から、テーマ希望寄附制度の見直しに関し、①寄附の下限額を50万円に設定すること、②寄附者の希望により具体的なテーマを設定し、事業を実施できるようにすること、③県との協働を要件としないこと、④過年度寄附金の執行については、特例的に20万円以上で実施できることとする、の提案があった。

審議の結果、テーマ希望寄附の見直しについては、基本問題検討部会において引き続き議論を行うこととされた。

（2）寄附金を財源とする補助事業の実施期間の取扱いについて

事務局から、しまね社会貢献基金に対する寄附金を財源として実施する補助事業の実施期間について、これまで期間の定めがなかったことから、寄附があった年度の翌々年度末までを実施期間とし、それまでに活用されない寄附金がある場合は一般寄附に移行して活用すること、また、平成21年度から平成25年度までの寄附金は、経過措置として平成27年度までの事業の財源にあてることとし、残金は一般寄附に移行して活用することの提案を行った。

審議の結果、事務局案は了承された。

（3）しまね社会貢献基金寄附金の払込方法の変更について

事務局から、しまね社会貢献基金への寄附金の払込方法について、これまでは、寄附者が専用の納付書により直接金融機関から寄附金を払い込む方法としていたが、県の他の寄附金と同様に、しまね社会貢献基金への寄附を希望する者は事前に県に対して寄附の申込みをし、県が申込み内容を確認した後に、当該申込み者に対して納入通知書を送付する方法に変更すること、また、これまでの専用納付書による払い込み方法は廃止することとする提案を行った。

審議の結果、事務局案は了承された。

(4) 団体希望寄附における寄附者個人情報の取り扱いについて

事務局から、しまね社会貢献基金への寄附区分の1つである「団体希望寄附」について、これまでは、寄附者の同意を得たうえで、寄附があった都度、寄附者が支援を希望した団体に対して県から寄附者の氏名、寄附金額等を連絡していたが、寄附は県に対して行われたものであり、寄附者が支援を希望した団体に対して寄附金を財源とした補助金を交付することを確約したのではないことから、寄附者の情報を団体に連絡することを止めることとする提案を行った。

審議の結果、事務局案は了承された。

(5) 団体希望寄附制度の見直しについて

事務局から基本問題検討部会における団体希望寄附制度の見直しにかかる検討状況について次のとおり中間報告があった。

「中間報告の概要」

現在の団体希望寄附制度は、①事業の実施主体がNPO法人と市民活動団体（任意団体）に限定されており、もっと多くの主体に開かれた制度にする必要があること、②団体を知らない多くの一般の人が寄附しやすい制度になっていないこと、③寄附の目的と補助金の交付目的が一致していないため、一般の人にとって分かりづらい制度になっていること、④県に対する寄附であるにも関わらず、あたかも団体への寄附を県が一旦預かっているように捉えられてしまい、団体側に寄附金に対する既得権意識を生むものであること、⑤寄附金が基金内に長期滞留していること、などの課題がある。

そこで、団体希望寄附制度を見直し、団体への支援を目的とする寄附とせず、活動を支援するための寄附制度とし、寄附の目的と補助金の交付目的を一致させることにより分かりやすい制度とする。また、寄附者に対してあらかじめ寄附金によって実施する活動を示すことにより活動に共感を得た一般の者からの寄附が得られやすいものとする。さらに、あらかじめ寄附金によって実施する活動が定まっていることから基金内に長期に寄附金が滞留する問題もなくなる、という新たな寄附制度の創設を検討されたが、新たな寄附制度を創設せず、現在の団体希望寄附制度の良さを残しながら、上記の課題を解決する方法もあるとの意見もあり、現在、基本問題検討部会において引き続き検討中である。

(6) 県民いきいき活動奨励賞の広報等について

事務局から今年度の奨励賞にかかる受賞団体の広報について、団体の活動を広くPRする具体的な方法を顕彰部会での意見をふまえて検討し、実施するとの報告があった。

(7) 解散した特定非営利活動法人の解散理由調査について

事務局から本年6月に実施した「解散した特定非営利活動法人の解散理由調査」の結果報告があった。

この調査によると、解散理由の主な原因は、役員が多忙・死去等による活動の停滞、目的とする事業の実施が困難になった、法人の運営面や資金面での問題による解散、というものであった。また、解散した法人の活動期間は2年～10年の間が多いとのことであった。

この調査結果を踏まえ、事務局から、今後、(公財)ふるさと島根定住財団と連携し、法人化のメリット・デメリットを十分周知していくこと、法人事務の内容を理解してもらうためのセミナー等を実施していくとの報告があった。